

○雲仙市広告事業実施要綱

平成20年2月29日

告示第12号

改正 平成20年4月1日告示第57号

平成21年4月23日告示第86号

平成23年3月30日告示第41号

平成23年4月18日告示第131号

平成24年6月18日告示第73号

平成26年3月26日告示第21号

平成28年4月1日告示第46号

平成30年4月16日告示第41号

令和3年3月26日告示第40号

(目的)

第1条 この告示は、市が保有又は管理する資産等（以下「資産等」という。）への有料広告の掲載事業（以下「広告事業」という。）を通じて、新たな財源の確保に努めるとともに事業者等への広告掲載機会の提供を行うことで、地域経済の活性化へ寄与することを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができる資産等（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市が発行する広報紙（以下「広報うんぜん」という。）
- (2) 市が管理するホームページ（以下「ホームページ」という。）
- (3) その他広告媒体で市長が別に定めるもの

(広告掲載の基本原則)

第3条 広告媒体への広告掲載の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 市民に不利益をもたらすことのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な社会風紀を尊重したものであること。
- (5) 法令及び条例（以下「条例等」という。）並びに社会秩序を守るものであること。

(広告掲載の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 個人の名刺広告をするもの
- (7) 社会問題について主義主張をするもの

- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (10) 青少年保護及び健全育成並びに消費者保護の観点から適切でないもの
- (11) その他広告を掲載することが適当でないと雲仙市広告審査会（以下「審査会」という。）が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

（総合窓口）

第5条 広告事業を円滑に行うため、第9条の規定により広告掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）及び広告媒体所管部局間の広告事業に関する事務を総合的に行う窓口を、総務部政策企画課内に置く。

（広告物の規格等）

第6条 広告原稿及び広告掲出物（以下「広告物」という。）の規格、広告枠数、広告掲載料その他取扱いに関し必要な事項は、広告媒体ごとに、市長が別に定める。

（申込者の募集等）

第7条 広告掲載の申込者の募集は、広報うんぜん、ホームページ等で募集する。

2 申込みの募集事務については、広告代理店等に業務委託を行うことができるものとする。

（広告掲載の申込み）

第8条 申込者は、広告募集期間内に雲仙市広告掲載申込書（様式第1号）に広告物の案を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申込者が申し込む広告枠数は、1広告媒体ごとに1申込者につき1枠とする。

3 市長は、募集する広告の枠数に申込者が満たない場合は、前項の規定にかかわらず複数枠の掲載を希望する者に対し広告枠の追加を認めることができるものとする。

（広告掲載等の決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定により広告掲載の申込みがあったときは、当該広告の掲載の可否を決定する。

2 広告掲載及び掲載位置を決定する優先順位は、当該広告の掲載開始日において、広告掲載が可能な枠内で次に掲げるとおりとし、同一の優先順位を同じくする複数の申込者がある場合は、審査会が行う抽選により順位を決定するものとする。

(1) 第1順位は、市内に事業所等を有するもの

(2) 第2順位は、広告掲載期間が長いもの

(3) 第3順位は、前2号に該当しないもの

3 市長は、申込みの内容について第18条に規定する審査会に付し、その審査結果を参考に当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び条件について、申込者に雲仙市広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。

5 市長は、広告掲載及び掲載位置の決定に、審査及び抽選のほか必要に応じ競争入札の方法を採用することができる。

（広告物の作成及び提出）

第10条 広告主は、広告物を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告物は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 広告物の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。

(2) 広告物の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3) 広告物に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。

2 広告主は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決するものとする。

3 広告主は、自らの責めに帰すべき事由により、市に損害を与えた場合、損害賠償の請求を負うものとする。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料は、広告媒体の種類、広告の規格、類似広告の市場単価等を勘案し、広告媒体ごとに市長が別に定める。

2 競争入札により広告主及び広告掲載料を決定する場合は、前項の規定にかかわらず落札された価格を広告掲載料とする。

3 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに納付するものとする。

(広告物の内容、デザイン等の協議及び調整)

第13条 広告物の内容、デザイン等については、雲仙市の信用性、信頼性等を損なうことのないよう広告主と市が協議及び調整を行うものとする。

(広告掲載の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、又は広告の掲載を中止することができるものとする。

(1) 広告主が、第10条第1項に規定する日までに、広告物を提出しなかったとき。

(2) 広告主が、第12条第3項に規定する指定の日までに、広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) 広告掲載に係る手続等に広告主の虚偽が判明したとき。

(4) 掲載する広告の発行が、行政運営上支障があると審査会が認めるとき。

(広告物の撤去等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載した広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等を行うことができるものとする。

(1) 広告主が広告掲載期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(2) 前条の規定により広告掲載の取り消し又は中止をされた広告主が、広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(3) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等に要する費用は、広告主の負担とする。

ただし、前項第3号に該当するときは、この限りではない。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、自己都合により広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げ場合は、広告主は書面により市長に申し出るものとする。

(取り消しによる広告掲載料の還付)

第17条 既に納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した日の属する月の翌月以降の納付済月額の総額とする。

3 前項の規定により還付する広告掲載料は利子を付さない。

(審査機関)

第18条 広告媒体に掲載する広告物の可否及び表示内容等を審査するため、審査会を置く。

(審査事項)

第19条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 申込者の業種及び事業の内容に関すること。
- (2) 申込者の広告物の内容に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか広告掲載に関すること。

(組織)

第20条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 政策企画課長
- (3) 人事課長
- (4) 財政課長
- (5) 財産管理課長

2 審査会に委員長を置き、総務部長をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができる。

- (1) 緊急やむを得ない事情があり、会議を開くことができないとき。
- (2) 連続して申請があり、審査すべき内容に変化がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が相当の理由があると認めるとき。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。この場合において、前項ただし書の規定による会議については、書類への押印をもって出席とみなす。

4 審査会は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第22条 審査会の庶務は、総務部政策企画課において処理する。

(その他)

第23条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日告示第57号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年4月23日告示第86号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日告示第41号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月18日告示第131号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月18日告示第73号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日告示第21号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第46号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月16日告示第41号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の雲仙市男女共同参画懇話会設置要綱、雲仙市男女共同参画センター設置要綱、市長の資産等報告書等の閲覧に関する取扱い要綱、雲仙市広告事業実施要綱、雲仙市出前講座実施要綱、雲仙市地域づくり補助金交付要綱、雲仙市地域公共交通会議設置要綱、人権擁護委員候補者選定委員会設置要綱、雲仙市地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱、雲仙市水道事業管理規程及び雲仙市赤潮被害対策本部設置要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月26日告示第40号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

雲仙市長 雲仙市広告掲載申込書
様

雲仙市広告事業実施要綱第8条の規定により、雲仙市の広告媒体に広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

申込者 (広告掲載希望者)	住所(所在地)	〒		
	ふりがな 氏名又は名称			
	代表者職・氏名	⑩		
	業種			
	事業内容			
	連絡先	電話番号	()	F A X
電子メール				
ふりがな 担当者氏名				
広告掲載希望期間	・ 年 月 日から 年 月 日まで(か月) ・ 公用封筒は、広告掲載封筒の在庫がなくなるまで			
掲載希望広告媒体	・ 広報うんぜん ・ 雲仙市ホームページ ・ 公用封筒 ・ その他()			
広告物の表示事項				
広告物等	リンク先URL http:// ----- 広告物又は広告物の案を、添付してください。			
その他	○広告掲載に当たって、雲仙市広告事業実施要綱等の内容を遵守します。 ・ 雲仙市税等の滞納はありません。 ・ 雲仙市が、私及び事業所等の市税等納付状況調査を行うことに同意します。 署名 _____ ⑩			

様式第2号(第9条関係)

年 月 日

申込者 様

雲仙市長 印

雲仙市広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった広告掲載については、雲仙市広告事業実施要綱第9条の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 決定区分 掲載する
 掲載しません
不掲載の理由

- 2 広告物の種類 ・ 広報うんぜん ・ 雲仙市ホームページ ・ 公用封筒 ・ その他

- 3 掲載決定期間 年 月 日から 年 月 日まで(か月間)

- 4 広告掲載料 金 _____ 円

(内訳: _____ 円× _____ 枠× _____ 月(枚))

- 5 掲載場所

- 6 条件

- 7 その他

- (1) 広告物は、年 月 日までに _____ に提出してください。
(2) 広告掲載料は、年 月 日までに、雲仙市会計管理者に納入してください。

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第9条関係)